

○厚生労働省令第四十三号

厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）附則第七条の五第一項第二号、第十一条の六第一項第二号及び第十三条の六第四項第二号の規定に基づき、厚生年金保険法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月十四日

厚生労働大臣 武見 敬三

厚生年金保険法施行規則の一部を改正する省令

厚生年金保険法施行規則（昭和二十九年厚生省令第三十七号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(法附則第七条の五第一項第二号、第十一条の六第一項第二号及び第十三条の六第四項第二号に規定する厚生労働省令で定める率)</p> <p>第三十四条の四 法附則第七条の五第一項第二号、第十一条の六第一項第二号及び第十三条の六第四項第二号に規定する厚生労働省令で定める率は、第一号に掲げる額から第二号及び第三号に掲げる額の合計額を減じた額を第二号に掲げる額で除して得た率に十分の四を乗じて得た率とする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を減じた額に百分の四十六を乗じて得た額</p>	<p>(法附則第七条の五第一項第二号、附則第十一条の六第一項第二号及び附則第十三条の六第四項第二号に規定する厚生労働省令で定める率)</p> <p>第三十四条の四 法附則第七条の五第一項第二号、附則第十一条の六第一項第二号及び附則第十三条の六第四項第二号に規定する厚生労働省令で定める率は、第一号に掲げる額から第二号及び第三号に掲げる額の合計額を減じた額を第二号に掲げる額で除して得た率に十五分の六を乗じて得た率とする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を減じた額に千四百分の四百八十五を乗じて得た額</p>

附 則

この省令は、令和七年四月一日から施行する。